

申請に必要な添付書類

● 預貯金等の資産の額がわかる書類

預貯金等の資産の合計額が基準額以下であることを証明するために、本人及び配偶者名義であるすべての預貯金通帳等のコピーの添付が必要です。（「配偶者」とは世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。）

対象となる資産	必要な添付書類
預貯金 （普通預金・定期預金） ※残高の少ない通帳も添付が必要	通帳の写し（裏面参照） ① 銀行名・支店・口座番号・口座名義等の記載ページ ② 申請日の直近2ヶ月以内の取引内容と残高が確認できるページ （通帳が繰り越される場合は、古い通帳の添付も必要です。） ③ 年金を受給している口座の場合は、年金受給が確認できるページ ④ 定期預金等（普通預金以外のすべての預金種目）の預け入れがない場合でも、白紙のページの写しを添付してください。
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）、出資配当金	証券会社や銀行の評価額がわかるものの写し 出資配当金がわかるものの写し ※ウェブサイトの写しも可
金・銀（積立購入を含む）など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し ※ウェブサイトの写しも可
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し ※ウェブサイトの写しも可
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書等の写し

※インターネット銀行等の場合は、入出金明細の記載がある残高証明書等でもかまいません。

※「生命保険」「自動車」「貴金属（腕時計・宝石等、時価評価額の把握が困難なもの）」「その他の高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財等）」は、勘案の対象外です。

※虚偽の申告により不正に負担限度額認定を受け、食費・居住費（滞在費）の軽減を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大で支給額の2倍の加算金をお支払いいただくことがあります。

● 裏面へ続きます

●コピーしていただきたい部分（通帳）

①通帳表紙裏の見開きページ

総合口座	
おなまえ	ヤオ ハナコ 様
店番号	普通預金口座番号
1 2 3	1 2 3 4 5 6 7 8
株式会社◇◇◇◇銀行 ○○支店	

銀行名・支店名・口座名義人・口座番号がわかるようにコピーをとってください。

総合口座の場合や、定期預金の口座番号が記載されている場合は、普通預金に加え、定期預金の残高がわかるページも必要です。

②最新の残高がわかるページ

普通預金（兼お借入明細）			
年月日	お支払い金額	お預かり金額	差引残高
07-06-13	国民厚生年金	150.815	277.000
07-06-20	4.900	〇〇	272.100
07-06-24	2.844	〇〇	269.256
		これ以降取引なし	

申請する前に記帳をしてから、コピーを取ってください。

記帳後、最新の取引日が申請日より2ヶ月以上になる場合は、余白に「これ以降取引なし」と追記してください。

年金を受給している口座の場合は、必ず年金受給が確認できるページが必要です。

定期預金等の預け入れがない場合でも、白紙のページの写しを添付してください。

負担限度額認定申請上の注意事項

●配偶者のいる方は、同一世帯かどうかに関わらず配偶者名義分の添付書類が必要になります。

（1月1日（1月から7月までの申請の場合には前年1月1日）時点で、八尾市に配偶者の住民登録がない場合、非課税証明書を取得し、添付してください。）

●夫婦ともに申請する場合は、それぞれの申請書に夫婦2人分の添付書類が必要です。

●生活保護受給者については、添付書類は必要ありません。

●申請していただいても負担軽減の基準に該当しない場合は認定証の交付はできません。

●負担限度額の認定を受けた後であっても、市民税の課税状況に変更があった場合や、預貯金等の資産が条件を越えた場合は、必ずお申し出ください。

●書類の記入漏れや、添付漏れ等不備のないように申請してください。不備があると受付ができない場合や、結果の発送が遅れる場合があります。